

お知らせ



▲下坂氏館跡全景(中央の林)

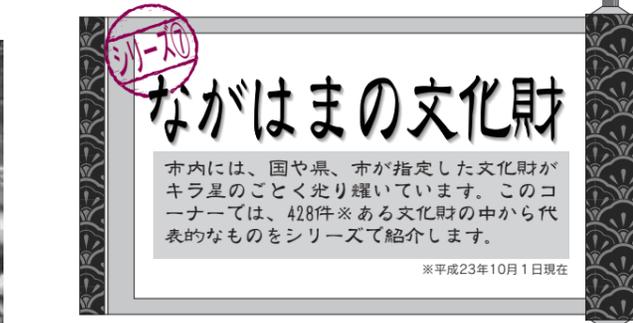
下坂氏館跡は、長浜平野の扇状地で西部に位置し、東に伊吹山麓、西に琵琶湖を望みます。館跡の北側に姉川を源とする



▲旧主屋



▲下坂氏館跡の位置図



国史跡 北近江城館跡群 下坂氏館跡

平成18年1月26日指定 (長浜市下坂中町地先)
平成19年7月26日追加指定・名称変更
平成23年9月21日追加指定

湖北地方には在地の土豪の居館は、平地居館が多数所在しています。なかでも湖北の平地居館として長浜市の下坂氏館跡・三田村氏館跡・高田氏館跡・垣見氏館跡・上坂氏館跡・大東館跡・東野氏館跡・小山氏館跡、米原市の大原氏館跡が挙げられ、長浜市の下坂氏館跡・高田氏館跡・垣見氏館跡・小山氏館跡は現在も当氏の子孫が居住しています。

湖北地方の在地主豪の居館は、高い生産性を背景に潜在的に領主に対抗しうる力を持つ農民層への対応のため採られた支配のありかたを表すもので、これらの遺跡は、中世の農民支配の一面を考えるうえで貴重です。また、南北朝時代から戦国時代にかけて、足利氏や京極氏、浅井氏と深く関わった湖北中世土豪の特色を示しています。これらの遺跡の周辺環境は近年大きく変化しています。その中でもとりわけ良好な状態で残る下坂氏館跡と三田村氏館跡が国史跡として指定されました。

下坂氏館跡は平成16年度から平成20年度の長浜市教育委員会の発掘調査等によって土塁跡、堀跡、柱跡、階段跡などが確認され、館跡の範囲は東西約20m、南北約119mの範囲におよぶことが分かりました。現在の遺構は室町時代に完成していたことが調査や史料からわかる中世の平地居館遺構です。浅井氏滅亡後、下坂氏は帰農しますが現在も館跡に居住する当主は下坂氏の子孫です。次号は三田村氏館跡をご案内します。

問 文化財保護センター
(☎64-0395)

※土豪 特定の「土地の小豪族」のこと。
※平地居館 戦いに有利な山地ではなく、支配する集落の中心に造られた屋敷
※感状 戦功をたたえて司令官が与える賞状のこと

お知らせ

エバートンの「隣の人」はブラジル人



長浜市国際交流員 エバートン

皆さんこんにちは。今回は、長浜市のブラジル人コミュニティに関して、いくつかポイントを紹介したいと思います。

現在の長浜市には3,619人(総人口の3%)の外国人が住んでいます。その中の2,155人はブラジル人ですが、その人たちはどんな生活をしているのでしょうか？

市内に住んでいるブラジル人は家族と一緒に暮らしている人が多いです。親は工場等で勤め、子どもはブラジル人学校あるいは普通の公立学校に通っています。ブラジル人学校に通う子どもは、ポルトガル語で本国とほぼ同じカリキュラムで教育を受けます。大学進学の際になると、帰国した際、ブラジルの大学に入ることができます。もちろん、それまで日本にいたので、日本文化に触れ、日本語を学ぶ機会もたくさんあります。

公立学校に通う子どもの中には、場合により、家ではポルトガル語で話をします。バイリンガルになることを期待し、将来自分がどこで暮らしたいかという選択を与える親もたくさんいます。

ブラジル人コミュニティの中には、ブラジルの食料や本、

雑誌等が購入できる店や、ブラジル料理が食べられるレストランがあります。ですので、ブラジルと似たような生活ができます。教会やスポーツ団体などがたくさんあり、ポルトガル語で話しながら自分の不安や期待などを打ち明け、相談することによりこころのケアもできます。

せっかく日本に住んでいるのだから、日本をもっと知りたい、社会貢献したいという人もたくさんいます。本市では、ブラジル人をはじめ、市で暮らす外国人の生活が充実したものになるように、様々な事業を展開しています。市役所内に相談窓口等を設けたり、多言語の情報提供により安心して暮らせる環境を作っています。そして、私たち国際交流員は、日本語教室やポルトガル語教室の講師を務めています。また、自治会や学校で出前講座をしたり、各翻訳・通訳等にも携わっています。

私たちの身近な地域や職場での交流は小さなことから始まると思います。ひと言のあいさつで、相手との距離はぐっと近づきます。日本人を見かけたら「おはようございます」、ブラジル人を見かけたら「Bom dia(ボン・ジア)!」。少し勇気を出して話しかけてみてください。



←ブラジル人学校での、ポルトガル語による長浜史講座の様子

☆ブラジル文化紹介、国際理解、人権学習会などの出前講座の申し込みや多文化共生に関する問い合わせは市民自治振興課(☎65-8711)まで

消費生活相談コーナー

悪質な勧誘行為の禁止

宅地建物取引業法施行規則の一部改正されました。平成23年10月1日からの契約に適用されます。

業者が勧誘時に守らなくてはならないこと

1. 勧誘する時に業者の称号又は名称を名のる
2. 勧誘者(業者の担当者)個人の氏名を名のる
3. 勧誘の目的をはっきり告げる

業者がやってはいけないこと

1. 消費者が契約しない意思表示をした場合、勧誘行為の継続は禁止
2. 引き続きの勧誘を断った場合、再勧誘を禁止
3. 迷惑となるような時間(夜9時~朝8時の間)の電話又は訪問による勧誘

例えば、「投資用マンション」などのしつこい勧誘電話が仕事場や自宅にかかってきて、何度断っても業者名を変えて電話をしてきたり、担当者を変えて勧誘されたりする場合があります。そのような場合は「御社からの勧誘はお断りします」ときっぱり断ってください。また、一定期間を過ぎると勧誘の電話がかかってくる可能性があります。そのような場合もきっぱり再勧誘しないように断ってください。むりやり契約させられ困った時は、クーリングオフ(無条件解約)できる場合があります。早急に消費生活相談窓口にご相談ください。

問 環境保全課消費生活相談窓口 (☎65-6567)

源泉徴収義務者の皆さんへ

平成23年度分 年末調整説明会開催のお知らせ

年末調整説明会を次の日程で開催します。当日は事前に配布しました書類をご持参ください。

開催日	開催時間	場所
11月21日(月)	10時~12時 13時30分~15時30分	長浜文化芸術会館
11月24日(木)	13時30分~15時30分	木之本スティックホール

※来館の際には公共交通機関をご利用ください。
※長浜文化芸術会館へ車でのお越しの際は、豊公園の開放駐車場をご利用ください。
※会館付近の私有地・路上には絶対に駐車しないでください。

問 長浜税務署 法人課税第1部門 (源泉担当) (☎62-6144)